

だんじり会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

伊賀市長 稲森 稔尚

伊賀市規則第66号

だんじり会館管理規則の一部を改正する規則

だんじり会館管理規則(平成16年伊賀市規則第152号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第13条」に改める。

第5条を削る。

第6条を第9条とする。

第4条第1項中「第6条」を「第11条第5項」に、「利用料金を減免しようと」を「市長の承認を得ようと」に、「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「承認の」を「減免の」に、「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「条例第5条第3項」を「指定管理者は、条例第11条第3項」に、「利用料金の額を定めようと」を「市長の承認を得ようと」に、「様式第3号」を「様式第5号」に、「承認された利用料金」を「承認を得た額」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出しを「(休館日及び開館時間の変更)」に改め、同条第1項中「第3条」を「第9条第1項」に、「第4条ただし書」を「第10条」に、「会館の開館時間又は休館日を変更しようと」を「市長の承認を得ようと」に、「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「開館時間又は休館日を」を「臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を」に改め、同条第3項中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(参観料の返還)

第2条 条例第5条ただし書の規定により参観料の全部又は一部を返還することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その返還する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 管理上の都合等管理者の責めに帰する理由により参観ができなくなった場合 全

額

- (2) 災害その他参観する者の責めに帰することができない理由により参観ができなくなった場合 全額
(参観料の減免)

第3条 条例第6条の規定により参観料を減免することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免割合は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 伊賀市内の小中学校の児童生徒が学習等の目的で教職員に引率されて参観する場合 全額
(2) 市の行政を视察し、又は市が主催若しくは伊賀市教育委員会の主催する会議等に出席する者の参観であって市長が必要と認める場合 全額
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の参観である場合 全額
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の参観である場合 全額
(5) 知的障がい者と判定された者に対して公的機関が発行する療育手帳の交付を受けている者の参観である場合 全額
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が別に定める額
- 2 前項各号に掲げる場合に該当することにより参観料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、だんじり会館参観料減免申請書（様式第1号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号から第5号までに掲げる場合に該当する者にあっては、当該各号に該当する者であることを証する書面又は手帳の提示をもって、だんじり会館参観料減免申請書の提出があったものとみなし、減免を承認することができる。この場合において、次項に規定する通知を省略することができる。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、だんじり会館参観料減免承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 第6条の次に次の2条を加える。
- （賠償）

第7条 市長は、条例第8条の規定による申出を受けたときは、賠償の要否及び賠償の額

を決定し、これを当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による賠償の額の通知を受けた者は、速やかに当該額を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第8条 条例第9条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第2条の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「参觀料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第5条ただし書」とあるのは「第11条第4項ただし書」と読み替えるものとする。

様式第6号中「第4条関係」を「第6条関係」に、「第4条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第4条関係」を「第6条関係」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「第3条関係」を「第5条関係」に、「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「第3条関係」を「第5条関係」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「第2条関係」を「第4条関係」に、「第2条第3項」を「第4条第3項」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号中「第2条関係」を「第4条関係」に、「第2条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

【様式第1号】

【様式第2号】

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。